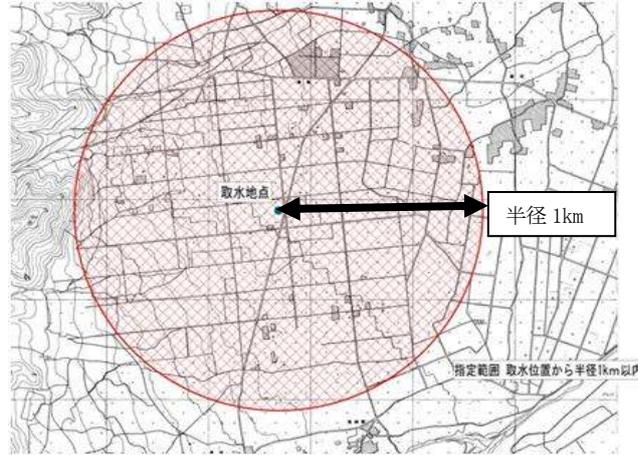


長野県豊かな水資源の保全に関する条例について

水大気環境課

1 水資源保全地域の指定

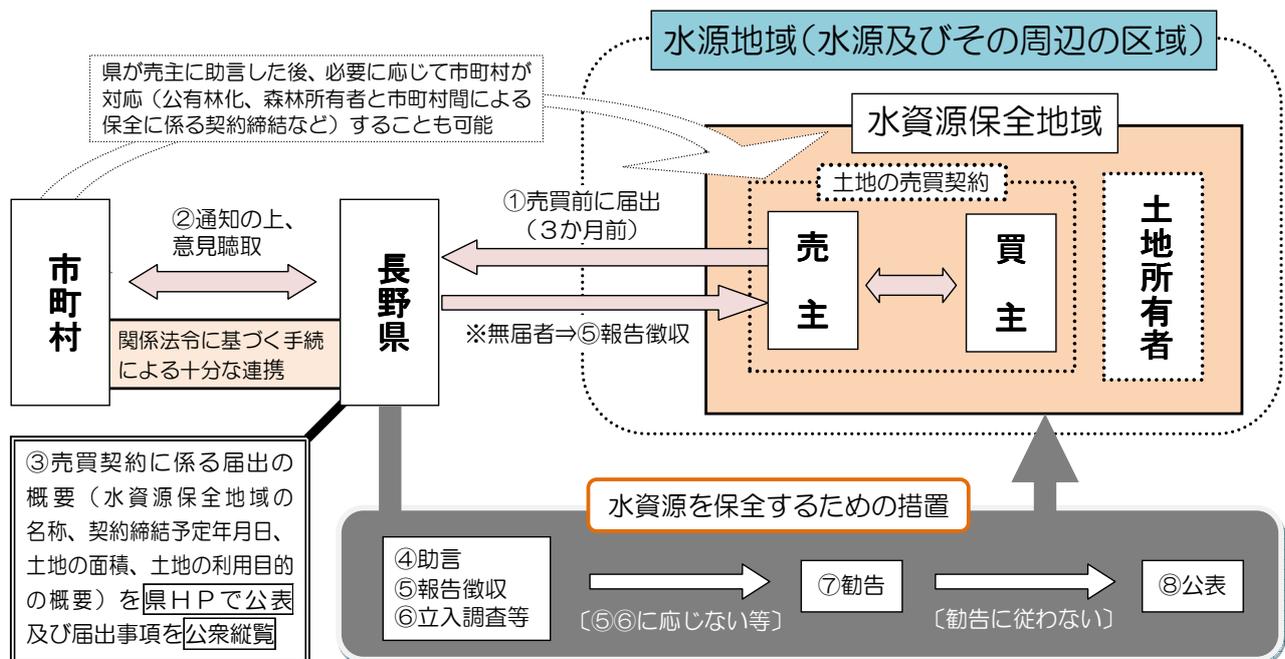
- 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認められる区域を「水資源保全地域」として指定することができます。
- 「水資源保全地域」の区域設定の考え方は、地表水、地下水の別に、次のとおりです。
- ・地表水 取水地点及び集水区域の全部を基本とします。
 - ・地下水 取水地点について、他の地点の地下水の採取により取水地点の地下水の水位が低下する場合におけるその範囲（以下「影響範囲」といいます。）の全部を基本とします。

地表水の場合の指定範囲のイメージ	地下水の場合の指定範囲のイメージ
<p>取水地点及び集水区域の全部を基本とします。</p> <p>また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて地形上明らかな集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、集水区域の一部の区域とすることができるものとします。</p> 	<p>影響範囲の全部を基本とします。</p> <p>ただし、影響範囲の調査が困難な場合には、取水地点から一定距離（1キロメートルを目安とする。）の範囲について、水源の地形、地質（透水性）、取水深度、取水量等の状況や土地の所有又は利用の状況等を踏まえ、その全部又は一部を影響範囲とすることもやむを得ないものとします。</p> 

- 国有地、県有地、市町村有地は、水資源保全地域から除外します。
- 指定に当たっては、関係市町村長の理解と協力が不可欠ですので、「水資源保全地域」を管轄する市町村長の申出によるものを原則とします。

2 水資源保全地域における土地の取引等の事前届出制等の水資源を保全する取組

- ① 土地を売る又は地上権若しくは賃借権を設定する契約を締結しようとする場合には、土地所有者は3か月前までに、必要事項を知事に届け出る必要があります。ただし、森林以外であって500㎡未満の土地取引等については、届出は不要です。
 - ② 知事は、関係市町村長に①の届出の写しを送付して意見を求めます。市町村長は当該土地の公有地化の是非等を含め、水資源の保全の観点から意見を述べてください。
 - ③ 知事は、①の届出の概要（面積、契約年月日等）を県のホームページ等で公表するとともに、当該届出事項を公衆の縦覧に供します。
 - ④ 知事は、市町村長からの意見などを踏まえ、水資源の保全に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、届出をした人（売主等）又は当該届出に係る契約の相手方（買主等）に対して当該土地の利用の方法等について必要な助言をすることができます。
 - ⑤ 知事は、④により助言した人又は届出がない人に対し、土地の利用状況その他必要な事項に関し報告を求めるとともに、職員に立入調査させることができます。
 - ⑥ 知事は、報告をしない人、立入調査を拒んだ人等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、勧告を受けた人がそれに従わなかったときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができます。
- 知事は、水資源の保全に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、水資源保全地域内の土地所有者等の誰に対しても、上記④～⑥を行うことができます。
- 水資源保全地域内の土地所有者が市町村に対して公有林化等を求めるため、契約の相手方（買主等）は決まっていないが売却の意向がある旨を知事に対して届け出ることができます。



(参考) ①～③については、必ず行います。④～⑧については、必要に応じて行います。(④については、必要に応じ、環境審議会への諮問)

3 スケジュール

年度 項目	平成26年度				
	7月	8月	9月	10月	11月
市町村長の 指定申出等	(8日) 申出			水資源保全地域の 指定	
環境審議会 専門委員会	(31日) 諮問		(中旬) 答申		
公告・縦覧		(下旬) 検討	(下旬) 14日間	→	
土地の取引等 の事前届出制				● →	→

(参考) 水資源保全地域の指定状況

1 水資源保全地域の区域

- ① 地域名 小海町五箇
- ② 位置 南佐久郡小海町大字千代里及び豊里の一部
- ③ 面積 64.34ha
- ④ 告示日 平成26年2月17日

2 水源の概要

- ① 水源名 五箇水源
- ② 水源種別 湧水

水資源保全地域の指定について

水大気環境課

1 基本情報

地域名	吉瀬水資源保全地域、大曾倉水資源保全地域、中山水資源保全地域、中曾倉水資源保全地域、上割水資源保全地域（5地域）
位置	駒ヶ根市中沢の一部（天竜川の東側）
申出年月日	平成26年7月8日
申出者	駒ヶ根市長 杉本幸治

2 指定区域の概要

区分	吉瀬	大曾倉	中山	中曾倉	上割	
指定面積 ○内の公有地除く	11.73ha (0.21ha)	12.32ha (0.02ha)	1.82ha (0.07ha)	6.63ha (0.01ha)	4.48ha (0.02ha)	
自然環境の状況	地形	北沢川と寺沢川により造られた沖積錐である。	女沢峠の南西斜面であり、古屋敷川と女沢川の上流の傾斜地である。	戸倉山の南西斜面であり、竹の沢川右岸側の上流の傾斜地である。	中曾倉川左岸側の谷型の傾斜地である。	新宮川左岸側の傾斜地である。
	地質	基盤岩は主に花崗岩と変成岩である。				
	植生	アカマツ群落が大部分を占めており、一部クレーミズナラ群落が分布している。	クレーミズナラ群落が大部分を占めており、一部アカマツ群落が分布している。	クレーミズナラ群落とカラマツ植林が分布している。	アカマツ群落が分布している。	アカマツ群落とカラマツ植林が分布している。
	水系	寺沢川と北沢川であり、天竜川へ流れ込んでいる。	大曾倉川の支川である古屋敷川と女沢川であり、大曾倉川は天竜川の支川である新宮川に流れ込んでいる。	大曾倉川の支川である竹の沢川である。	新宮川の支川である中曾倉川である。	新宮川の支川である火打沢川である。
降水量	駒ヶ根市中沢にある、中沢観測所（新宮川上流）の年平均降水量は1,450mmである。					
土地利用の状況	山林、一部保安林を含む	山林、一部保安林を含む	山林	山林、一部保安林を含む	山林	

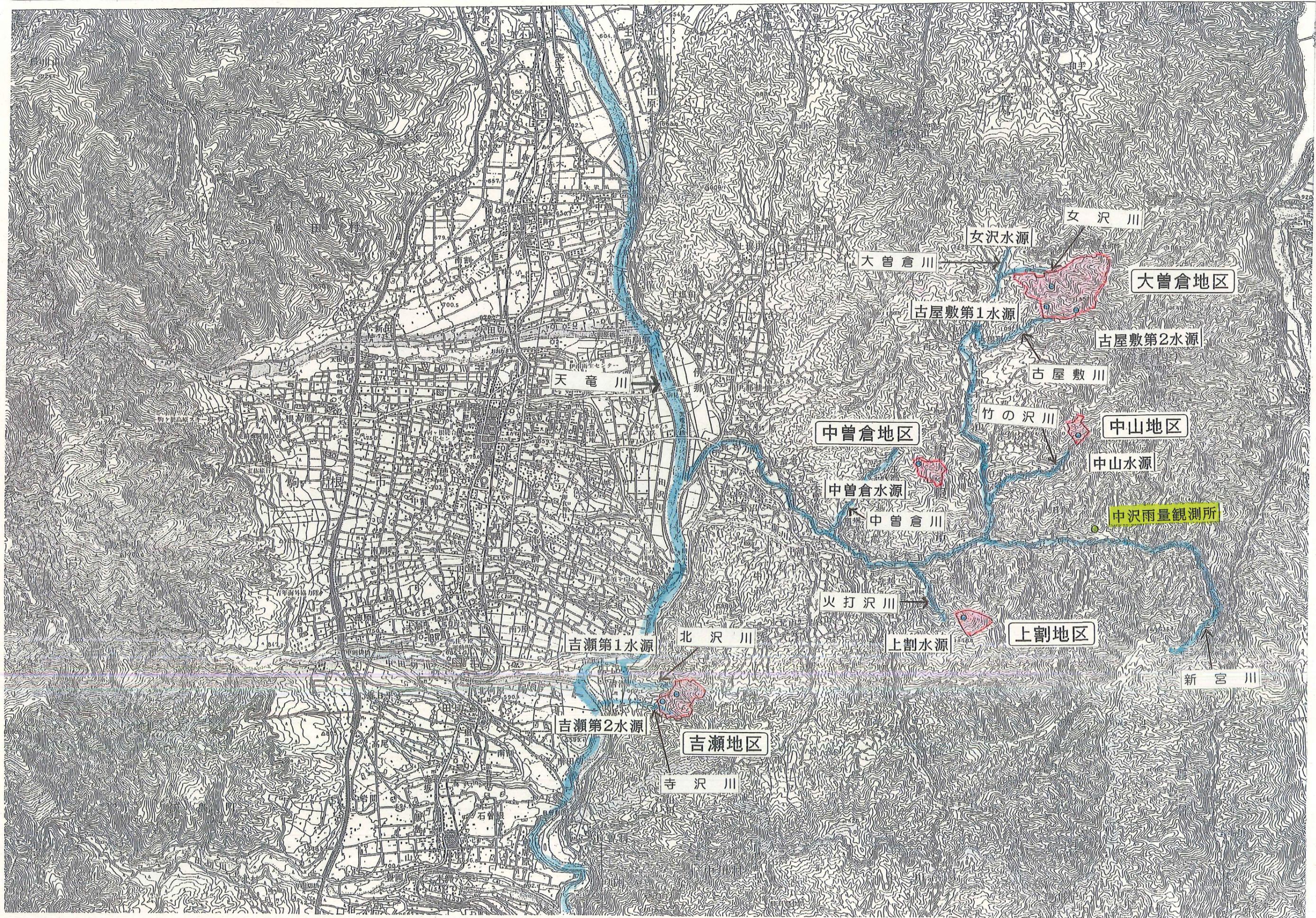
3 水源の概要

区 分	吉瀬	大曾倉	中山	中曾倉	上割
水源の名称	吉瀬第1水源 吉瀬第2水源	女沢水源 古屋敷第1水源 古屋敷第2水源	中山水源	中曾倉水源	上割水源
水源の種別	伏流水	湧水	湧水	湧水	湧水
水源の用途	上水道	上水道	上水道	上水道	上水道
取水施設の設置者	駒ヶ根市	駒ヶ根市	駒ヶ根市	駒ヶ根市	駒ヶ根市
取水量 (H25実績)	・吉瀬第1水源 計画37.0m ³ /日 実績25.7m ³ /日 ・吉瀬第2水源 計画22.0m ³ /日 実績15.3m ³ /日	・女沢水源 計画30.0m ³ /日 実績14.0m ³ /日 ・古屋敷第1水源 計画19.0m ³ /日 実績 8.9m ³ /日 ・古屋敷第2水源 計画11.0m ³ /日 実績 5.1m ³ /日	計画30.0m ³ /日 実績13.0m ³ /日	計画38.0m ³ /日 実績25.0m ³ /日	計画45.0m ³ /日 実績24.0m ³ /日
取水率※	25.9%	17.1%	51.9%	28.4%	40.3%
取水施設の位置	・吉瀬第1水源 駒ヶ根市 中沢 950-0 ・吉瀬第2水源 駒ヶ根市 中沢397	・女沢水源 駒ヶ市中沢 9017-1 ・古屋敷第1水源 駒ヶ根市中沢 8715-167 ・古屋敷第2水源 駒ヶ市中沢 8715-165	駒ヶ根市中沢 7663-5	駒ヶ根市中沢 10888-33	駒ヶ根市中沢 7253-717
給水区域	吉瀬地区	大曾倉地区	中山地区	中曾倉地区	上割地区
給水人口 (H26.4月現在)	163人	146人	56人	98人	115人
給水量(H25年度実績)	41.0m ³ /日	28.0m ³ /日	13.0m ³ /日	25.0m ³ /日	24.0m ³ /日
取水開始年月日	H6.3.31	S53.8.8	S61.3.27	S61.3.27	S63.12.23

※取水率＝取水量(実績)÷年間降水量×指定区域面積×湧出率×100 (湧出率＝1/3)

4 その他

指定申出の理由	地域の貴重な水源であり、水資源の保全を適正に図っていくため。
区域設定の考え方	取水地点の集水区域について設定。



駒ヶ根市地質図

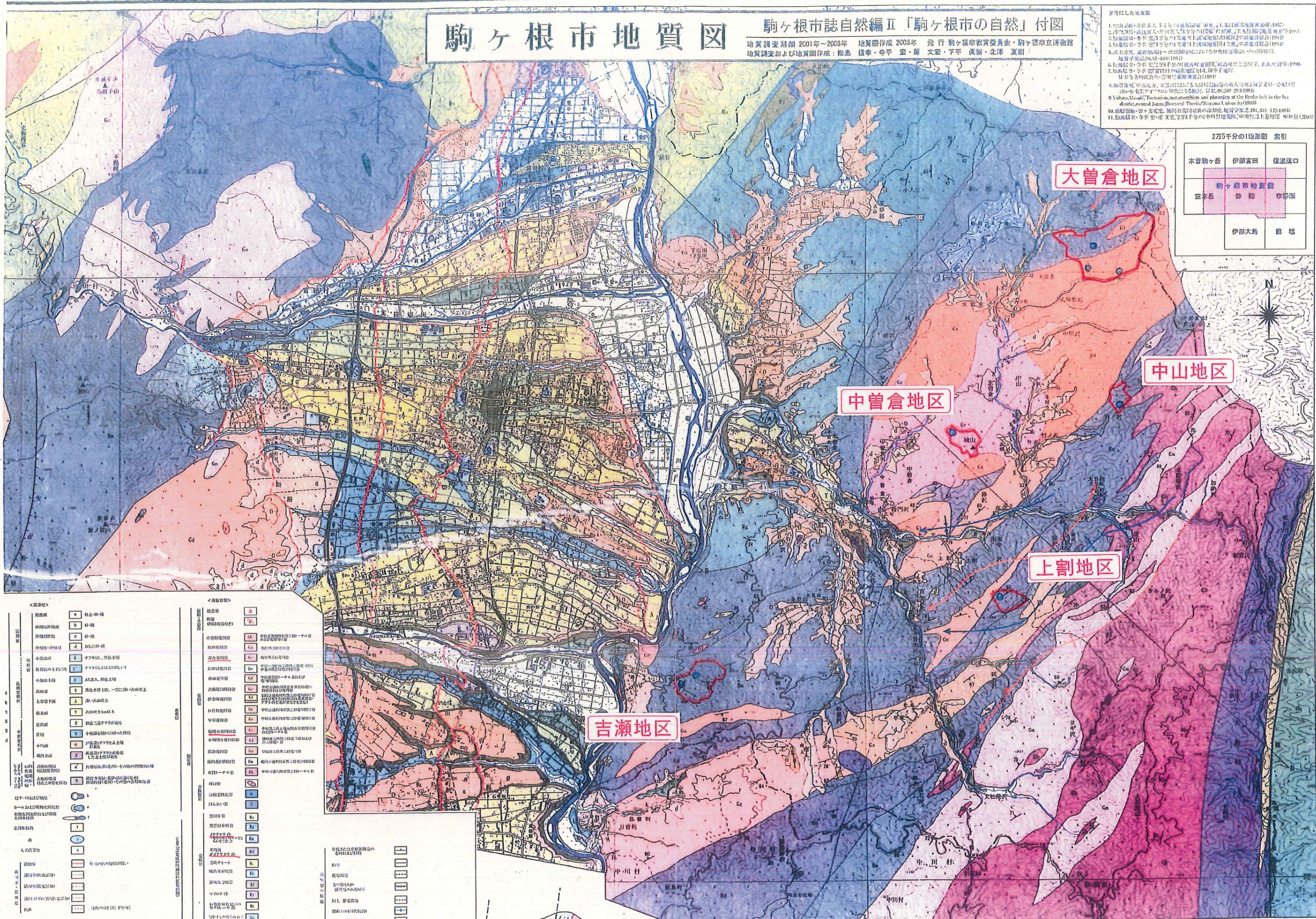
駒ヶ根市誌自然編Ⅱ「駒ヶ根市の自然」付図

地質調査期間 2001年～2006年 地質図作成 2006年 発行 駒ヶ根市教育委員会・駒ヶ根市立博物館
地質調査および地質図作成：松島 信幸・寺平 宗・原 文宏・下平 真樹・北澤 夏樹

- 参考にした地質図
1. 駒ヶ根市・寺平宗平・寺平宗平の地質図「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1957)
 2. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)
 3. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)
 4. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)
 5. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)
 6. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)
 7. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)
 8. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)
 9. Yabara, Masahiko. Tectonism, geomorphism and phytosociology of the Bybuhe hot in the hot district, central Japan. Doctoral Thesis, Okiyama University (1995)
 10. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)
 11. 駒ヶ根市・駒ヶ根市立博物館「駒ヶ根市」1:50,000地質図(1993)

2万5千分の1地形図 索引

木曾駒ヶ根	伊那富田	信濃溝口
宮本岳	駒ヶ根市地質図	市野瀬
伊那大島	鹿嶋	



< 地質記号 >

1	粘土・砂・礫	11	新第三紀(白土層)
2	粘土・砂	12	新第三紀(赤土層)
3	砂・礫	13	新第三紀(黒土層)
4	砂・礫	14	新第三紀(黒土層)
5	砂・礫	15	新第三紀(黒土層)
6	砂・礫	16	新第三紀(黒土層)
7	砂・礫	17	新第三紀(黒土層)
8	砂・礫	18	新第三紀(黒土層)
9	砂・礫	19	新第三紀(黒土層)
10	砂・礫	20	新第三紀(黒土層)

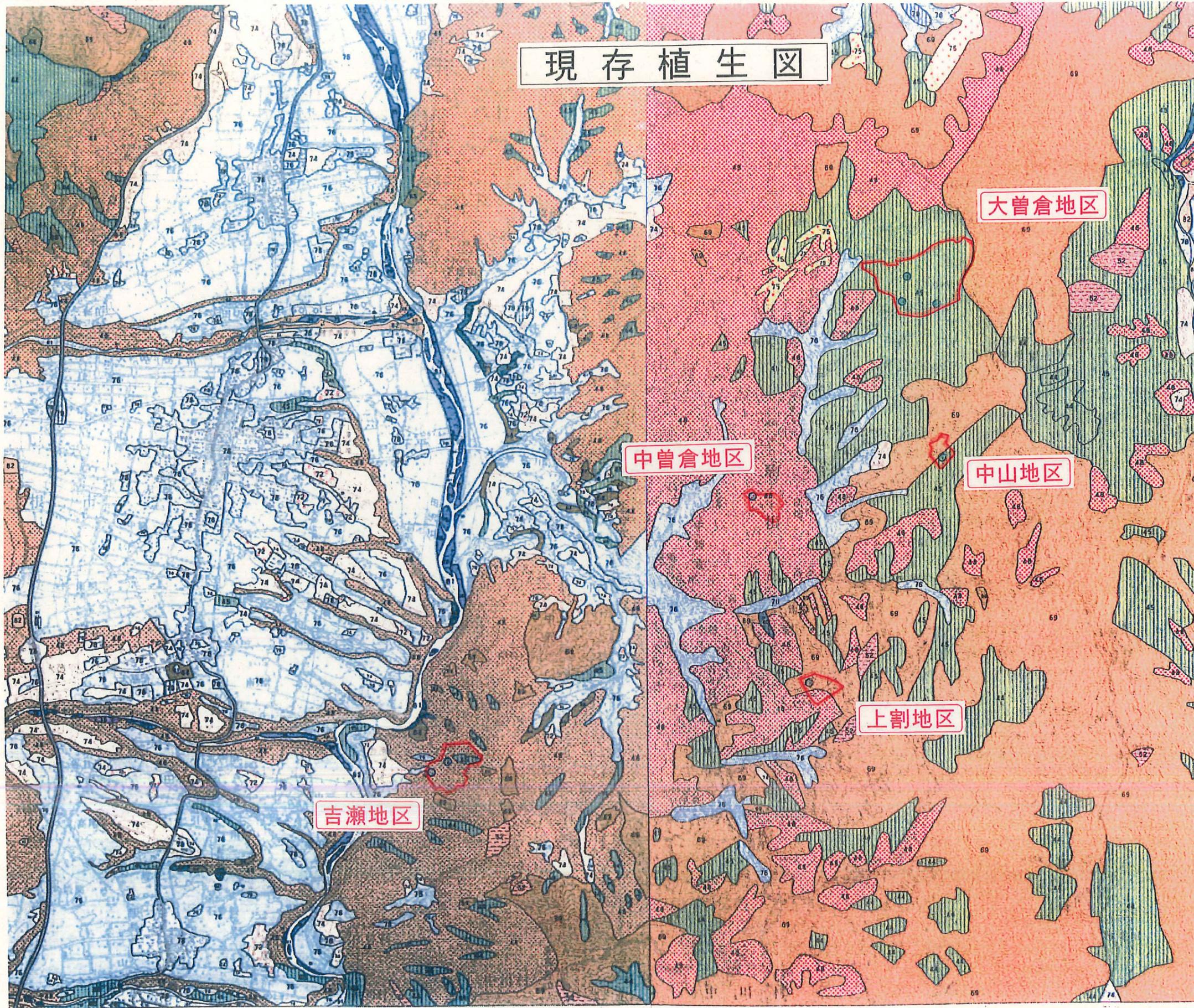
< 地質記号 >

21	新第三紀(黒土層)	31	新第三紀(黒土層)
22	新第三紀(黒土層)	32	新第三紀(黒土層)
23	新第三紀(黒土層)	33	新第三紀(黒土層)
24	新第三紀(黒土層)	34	新第三紀(黒土層)
25	新第三紀(黒土層)	35	新第三紀(黒土層)
26	新第三紀(黒土層)	36	新第三紀(黒土層)
27	新第三紀(黒土層)	37	新第三紀(黒土層)
28	新第三紀(黒土層)	38	新第三紀(黒土層)
29	新第三紀(黒土層)	39	新第三紀(黒土層)
30	新第三紀(黒土層)	40	新第三紀(黒土層)

< 地質記号 >

41	新第三紀(黒土層)	51	新第三紀(黒土層)
42	新第三紀(黒土層)	52	新第三紀(黒土層)
43	新第三紀(黒土層)	53	新第三紀(黒土層)
44	新第三紀(黒土層)	54	新第三紀(黒土層)
45	新第三紀(黒土層)	55	新第三紀(黒土層)
46	新第三紀(黒土層)	56	新第三紀(黒土層)
47	新第三紀(黒土層)	57	新第三紀(黒土層)
48	新第三紀(黒土層)	58	新第三紀(黒土層)
49	新第三紀(黒土層)	59	新第三紀(黒土層)
50	新第三紀(黒土層)	60	新第三紀(黒土層)

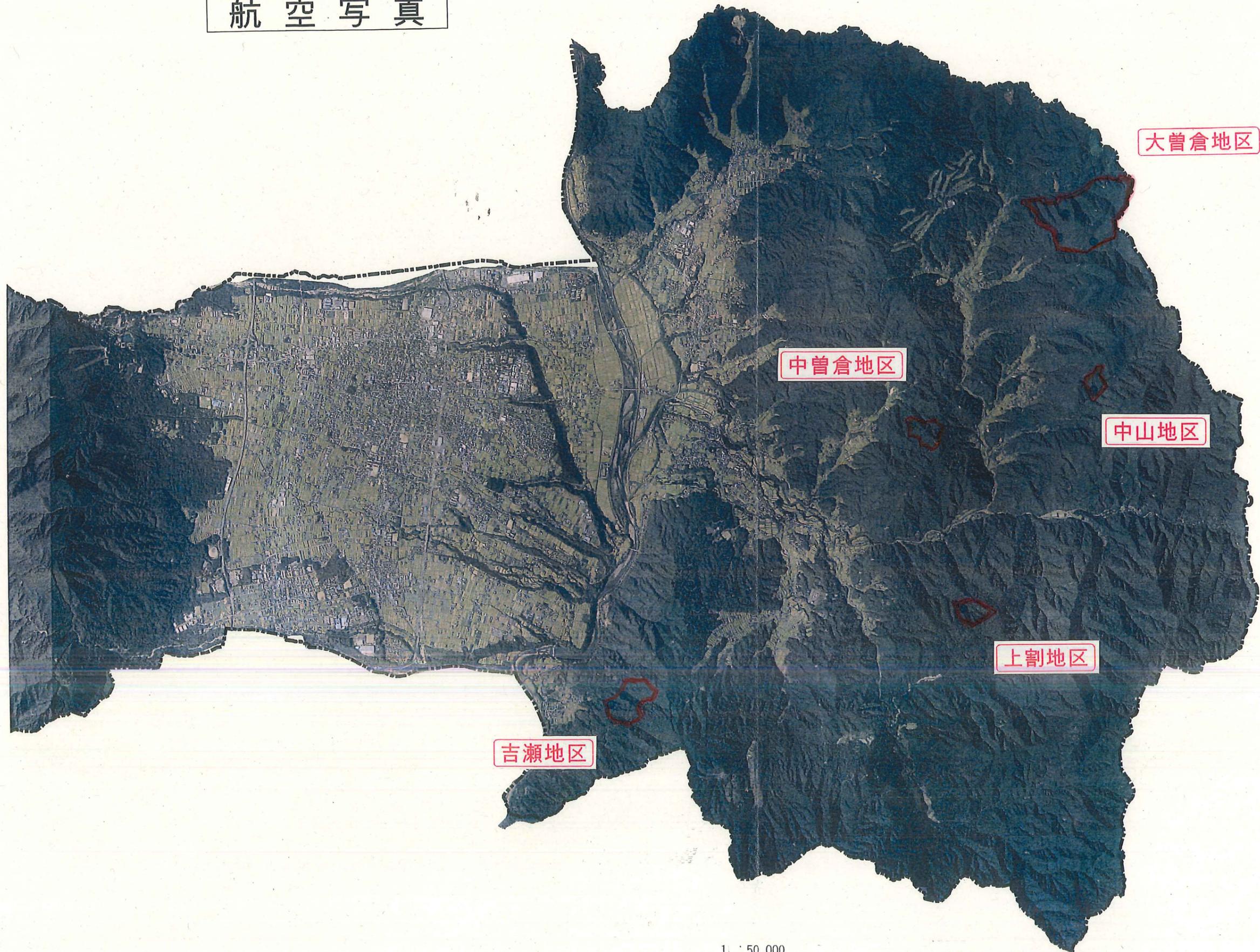
現存植生図



凡例 Legend

- I. 帯域、高山帯自然植生
Natural Vegetation in Alpine Zone
 - 1 高山帯上層部
Alpine scrub
Vaccinium-Panicum prunellae
Vaccinium-Panicum prunellae
2 高山帯中層部
Alpine heathland and wind-exposed grassland
Festuca-Stellaria japonica
3 高山帯下層部
Sasa patch community
Sasa patch community
4 高山帯下層部
Aster-Phytolacca japonica
 - II. 帯域、亜高山帯自然植生
Natural Vegetation in Vaccinio-Piceetea Region
 - 5 シラビソ-オシロイバナ群落
Abietum veitchii-mariesii
6 コナツクサ群落
Yucca diversifolia community
7 カマツクサ群落
Larix kaempferi community
8 ヒトリミズギサ-ヤマカンボク群落
Smilacina yezoensis-Deudium erianthi
9 シノノキ-ハニ-ヤマカンボク群落
Iroko-Ranunculion acris japonica
 - III. 帯域、亜高山帯代償植生
Substitutional Communities in Vaccinio-Piceetea Region
 - 10 伐採跡地
Plant communities in clear cut area
11 クマノヒゲ群落
Betula erianthi community
 - IV. フナクラス域自然植生
Natural Vegetation in Fagetea crenatae Region
 - 12 スズクサ-フナ群落
Savannopho-Fagion crenatae
13 ヤマボウシ-フナ群落
Cornus-Fagotum crenatae
14 イヌブナ群落
Fagus japonica association
15 ヲウゴン-オシロイバナ群落
Cercis 'Bogotum' sichoidii
16 カラシロミ-コナツクサ群落、ハリミミ群落
Alnus homolepis-Tsuga diversifolia community, Picea polita community
17 ヒノシメツクサ群落
Rumex crispus-Chamaecyparis obtusa-Aster
18 トロノキ-オシロイバナ群落
Tolusso-Populetum maximowiczii
19 ヤナギ-オシロイバナ群落
Salix spp. shrub community
20 アカマツ群落
Pinus densiflora community
21 ケヤキ群落
Zelkova serrata community
 - V. フナクラス域代償植生
Substitutional Communities in Fagetea crenatae Region
 - 22 伐採跡地
Plant communities in clear-cut area
23 カシ-コナツクサ群落
Castanea crenata-Quercus monzolica var. grosseserrata community
24 アカシ-コナツクサ群落
Carpinus laxiflora-Carpinus tschonoskii community
25 レンゲツツシ-シラカンボク群落
Rhododendron japonicum-Betula tanushii community
26 アカマツ群落
Pinus densiflora community
27 カワマツ-オシロイバナ群落
Calluna verum var. asiaticum-Miscanthus sinensis community
28 伐採跡地
Plant communities in clear-cut area
 - IX. 植林地、耕作地植生(各クラス域共通)
Plantation and Cultural Land
 - 29 シラビソ植林
Abies reitchi plantation
30 スギ-ヒノキ-ヤマツツシ植林
Cryptomeria japonica-Chamaecyparis obtusa-Chamaecyparis phifera plantation
31 カタマツ植林
Larix kaempferi plantation
32 雑草群落
Field weed communities
33 牧草地
Cultivated meadow
34 水田雑草群落
Paddy field weed communities
 - X. その他
Others
 - 35 緑の多い住宅地
Urban and residential district with many trees
36 工場地・採石地
Land constructed for residence and factory
37 開水地
Open water
38 自然裸地
Natural bare land
- 注1. 凡例の群集については、「植生調査報告書」に掲載されている「凡例群集」を参照されたい。
 注2. 凡例の学名及び英名は、環境庁が付したものである。
 注3. 凡例表示例
 表野原の表示番号
 25 (凡例群集の表示番号に対する群集・群集の和名及び英名)
 12 (山梨県の表示番号に対する群集・群集の和名及び英名)
 山梨県の表示番号

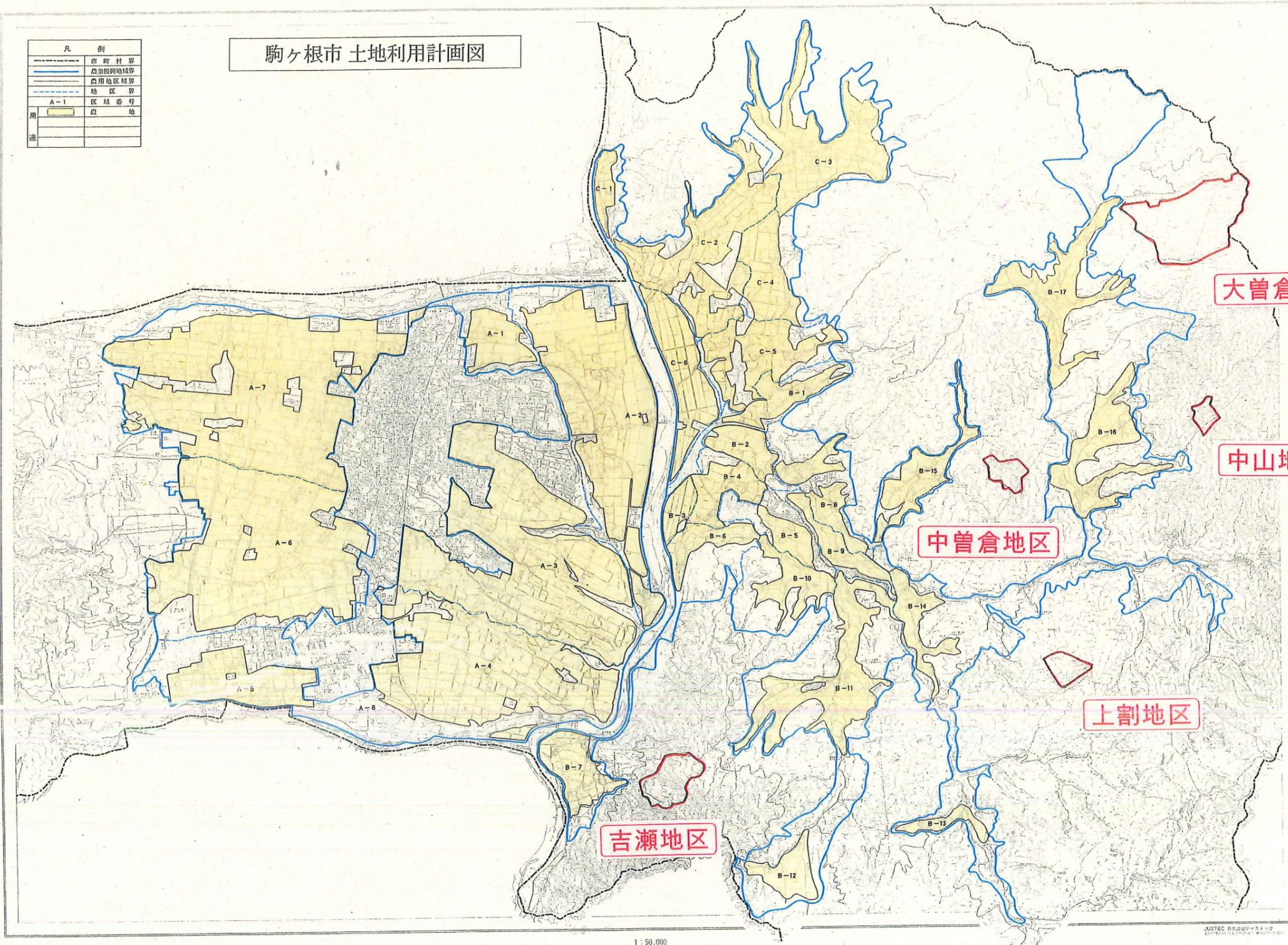
航空写真



1 : 50,000
1000 m 0 1000 2000 3000

駒ヶ根市土地利用計画図

凡 例	
	市町村界
	農業振興地域界
	農用地区域界
	地区界
	区域番号
	農用地
用	
途	



長野県豊かな水資源の保全に関する条例（抜粋）

（水資源保全地域の指定）

第9条 知事は、水源地域のうち、その土地の所有及び利用の状況等を勘案して水資源の保全のため必要があると認める区域を、当該区域を管轄する市町村長の申出により、水資源保全地域として指定することができる。

2 前項の規定によるほか、知事は、次に掲げる場合には、関係市町村長の意見を聴いて水資源保全地域の指定をすることができる。

（1）市町村長から他の市町村の区域に係る水資源保全地域の指定の要請があった場合

（2）その他知事が水資源の保全のため特に必要があると認める場合

3 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し、及び長野県環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、水資源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して14日間縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る区域の土地所有者等その他の利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

6 知事は、水資源保全地域の指定をするときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。

7 水資源保全地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 前各項の規定は、水資源保全地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

（水資源保全地域内の土地に関する権利の移転等の届出）

第10条 水資源保全地域内の土地について、土地に関する所有権若しくは地上権その他の規則で定める使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利（以下この条及び第16条第1項において「土地に関する権利」という。）を有している者は、当該土地に関する権利の移転又は設定（対価を得て行われるものに限る。以下この項において同じ。）をする契約（予約を含む。）を締結しようとする場合には、当該契約を締結する日の3月前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（1）当該契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2）当該契約を締結しようとする年月日

（3）当該契約に係る土地の所在及び面積

（4）当該契約に係る土地に関する権利の種別及び内容

（5）当該契約による土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的

（6）その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付して、水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る契約を締結する日までの間に同項各号に掲げる事項を変更しようとするとき又は当該届出に係る契約の締結を中止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があったときは、関係市町村長に当該届出に係る書面の写しを送付するとともに、当該届出の内容が第1項第5号に掲げる事項に係るものである場合には、併せて関係市町村長の水資源の保全の見地からの意見を求めなければならない。

5 水資源保全地域の指定（その区域の変更を含む。）の日から起算して3月を経過する日までの間に当該指定に係る水資源保全地域（その区域の変更にあつては、それにより水資源保全地域となった区域）内の土地について、土地に関する権利を有している者が契約を締結しようとする場合における第1項の規定の適用については、同項中「当該契約を締結する日の3月前までに」とあるのは、「第5項の指定後速やかに」とする。

6 当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合については、第1項の規定は、適用しない。

区域設定の考え方

(長野県水源地域における水資源の保全に関する基本指針(平成25年7月9日環境審議会答申)から抜粋)

2 水資源保全地域の指定に関する事項

(1) 基本的な考え方 略

(2) 区域設定の考え方

水資源保全地域の区域設定の考え方は、地表水、地下水の別により、次のとおりとする。

ア 地表水の場合

取水地点及び集水区域の全部を基本とする。

なお、個々の水源の地形、地質等の状況から、集水区域にかかわらず区域を設定すべきと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域を超えて設定することができるものとする。

また、土地の所有又は利用の状況等を踏まえて集水区域の全部を指定する必要がないと考えられる場合は、区域設定の考え方を明らかにした上で、集水区域の一部の区域とすることができるものとする。

ただし、集水区域が広範囲に過ぎて土地取引の事前届出制度の実効性を確保できない場合については、水資源保全地域を指定しないことができるものとする。

イ 地下水の場合 略

(3) 水資源保全地域から除外する区域の考え方

国有地、県有地及び市町村有地については、条例の目的を達成するために水資源保全地域の指定を行う必要がないので、(2)の規定に関わらず、水資源保全地域としないものとする。

(4) 区域設定にあたっての留意事項

ア 指定の区域については、地番及び「水資源保全地域図」で示すものとする。

イ 水資源保全地域の指定に当たっては、次の事項に配慮しながら、適切に行うものとする。

(ア) 指定の申出に当たっては、取水に関する条例などの規制、都市計画、土地利用計画等との整合を図ること。

(イ) 農業、林業、観光業など地域における産業の健全な発展も併せて図ること。

(ロ) 森林法に基づく市町村森林整備計画における森林の機能区分の位置付けと十分な調整を図ること。